

令和8年度

中農水（整）委託第39号

五所川原管理委託第2号

特記仕様書

第1章 総則

（共通仕様書等の適用）

第1条 本業務の施行に当たっては、農村整備設計業務共通仕様書（令和6年4月青森県農林水産部農村整備課）（以下「共通仕様書」という。）、青森県農業農村整備事業設計業務マニュアル（令和3年4月青森県農林水産部農村整備課）によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

また、共通仕様書と特記仕様書の内容が一致しない場合は、特記仕様書を優先するものとする。

（履行期間）

第2条 本業務の履行期間は令和9年3月25日とする。

（業務の目的）

第3条 本業務は、五所川原頭首工における取水工（取水・制水ゲート）躯体の詳細調査を実施し、補修・補強対策工事に必要な補修設計を行うものである。

（業務場所）

第4条 業務場所は、青森県藤崎町大字藤崎地内で、別添図面に示すとおりである。

（業務概要）

第5条 業務の概要は次表のとおりとする。

項 目	内 容
設計業務	取水工補修設計 1式

（管理技術者）

第6条 管理技術者は、共通仕様書第1-7条第3項に記載の技術士、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー、農業水利施設機能総合診断士に限る。
また、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	建設	河川・砂防及び海岸・海洋
シビルコンサルティング マネージャー	河川・砂防及び海岸・海 洋	

（照査技術者）

第7条 共通仕様書の規定のとおり、照査技術者は管理技術者と同等の資格を有するものとする。ただし、管理技術者と兼務することはできない。

(適用する図書)

第8条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は調査職員の承諾を受けるものとする。

名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
農業水利施設の機能保全の手引き 「総論編」	農林水産省農村振興局整備部	令和5年4月
農業水利施設保全補修ガイドブック 2022	(一社)農業土木事業協会	令和4年8月
農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成27年11月
農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	(一社)農業土木事業協会	平成18年11月

第4章 設計業務

(設計条件)

第9条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

項 目	内 容
取水ゲート	1門(鋼製ローラゲート B4.0m×H2.4m)
制水ゲート	1門(鋼製ローラゲート B4.0m×H2.4m)

(作業項目及び数量)

第10条 本業務における作業項目は次のとおりである。

作業項目	数量	作 業 内 容
補修設計		取水ゲート、制水ゲート
1 現地踏査	1式	目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、詳細調査の内容を検討する。
2 資料の検討	1式	施設完成時の設計図書及び資料収集及び貸与資料の内容を把握する。
3 変状・劣化調査	1式	変状(劣化・損傷等)の詳細調査をおこなう。変状がある場合は変状箇所の記録、写真撮影、寸法測定も合わせて行う
4 補修・補強工法の選定	1式	調査結果に応じて、コスト・施工性・耐久性から最適な工法を決定する。
5 設計図作成	1式	補修一般図、補修詳細図等の図面を作成する。
6 数量計算	1式	各種詳細数量計算を行う。
7 施工計画及び仮設計画	1式	施工計画として、工程計画及び仮設計画図等の作成を行う。

8 概算工事費	1 式	補修数量や施工計画を基に概算工事費の算定を行う。
9 照査	1 式	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
10 点検取りまとめ	1 式	上記作業の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。
河川協議・申請資料作成		
1 河川協議・申請資料作成	1 式	補修設計内容について、河川管理者への協議資料及び申請資料の作成を行う。

(設計作業の留意点)

第 11 条 設計作業の実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員の承諾を得るものとする。
- (2) 設計に当たり、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (4) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、調査職員と協議するものとする。

「工事工種の体系化」は

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html を参照のこと。

(打合せ)

第 12 条 共通仕様書第 1-10 条に基づく打合せについては、次のとおりとする。また、初回及び最終回の打合せについては、管理技術者が出席するものとする。

回	作業段階	備 考
第 1 回	作業着手前	設計条件確認及び業務計画について打合せる。
第 2 回	中間打合せ	細部条件、構造細目について打合せる。
第 3 回	報告書原稿作成段階	成果品の取りまとめ方について打合せる。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合記録簿を作成し、打合せの都度内容について調査職員と相互に確認するものとする。

第5章 その他

(貸与資料等)

第13条 貸与資料は次表のとおりとする。

資 料 名	内 容
五所川原頭首工設計業務報告書	

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第14条 業務の実施に当たり参考とした図書（以下「参考図書」という。）及び前条の貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第15条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、調査職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られたものとしなければならない。

業 務 名	業務実施期間
早瀬野管理委託第202号	令和8年10月～令和9年2月まで

※本業務の進捗と合わせて実施期間の変更を予定している。

(業務の安全管理)

第16条 受注者は業務の実施に当たり、保安、公衆衛生等に関する諸法規を順守するとともに、作業の安全に留意し、災害防止に努めなければならない。

- 2 業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じる事故、若しくは第三者に影響を与える事故が発生した時は応急処置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を調査職員に報告しなければならない。

(その他)

第17条 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。

- 2 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。
- 3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 4 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を

求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

5 本業務に計上する一括計上価格は、最低制限価格の算出において直接業務費として取り扱うものとする。

（成果物）

第 18 条 成果物は共通仕様書に基づき作成した上で、次のものを提出すること。

成果品	規 格			部数	備考
	品質サイズ	縮尺	仕上げ		
報告書	A 4	—	A 4 縦	2 部	
設計図面	A 1	—	A 3 縮小	2 部	
電子媒体	CD-R 又は DVD-R	—	—	2 枚	

（成果物の装丁等）

第 19 条 成果物の装丁等は次によるものとする。

- （１）製本上極力分冊を避け、また分冊を行う場合は内容の配分を配慮して行うものとする。
- （２）報告書は長期の使用に耐えうる通常の装丁を行うものとする。

（成果物の提出先）

第 20 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字蔵主町 4

青森県中南農林水産事務所 水利防災課